○農林水産省告示第九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字上土倉一六八九六の一、一六八九九、一六九〇〇の二、一六九〇五の一、一六九〇六・一六九〇七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九〇九から一六九一二まで、一六九一四の四（次の図に示す部分に限る。）、一六九一六の一、一六九一六の二・一六九一七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九一七の二、一六九一八、一六九一九（次の図に示す部分に限る。）、一六九二二、一六九三〇の二、一六九三三の一、一六九四二の一、一六九四三の一、一六九四四の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡南箕輪村字大泉所山二三五七の二一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡生坂村三三九八の二、三三九九、三四〇〇の一、三四〇〇の二、三四〇一の一、三四〇一の二、三四〇二、三四〇三のイ、三四〇三のロ、三四〇三のハ、三四〇四のイ、三四〇五の一、三四〇五の二、三四〇八の一、三四〇八の二、三四一七の三、三四二四の一から三四二四の九まで、四八〇八の一、四八〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市大岡乙二二一九、二二二〇のイ、二二二〇のロ、二二二三、二二二四、二三三四のロ、二三三四の一、二三四五、二三四六、二三五〇、二三五二の一、二三五三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市戸隠字**坂**岩九四一、九四二、九四三のイ、九四三のロ、九四四から九四七まで、九五四のイ、九五四のロ、九五五、九五六、九六〇、九七一、九七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡下條村陽皐四二九〇の二、四二九〇の七、四三三九の八、四三三九の九、四三四〇、四三四一、四三九九の四、北安曇郡池田町大字会染一一〇一の一、一一〇一の三から一一〇一の七まで、一一〇一のイの一、一七五二、一八七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩三四〇四の一、三四〇四の二、三四二〇、三四二二、三四二三の一、三四二四の一、三四二五の一、三四二五の七、四一〇四の一、四一〇五の一、四一〇六の一、四一〇六の二、四一一〇、四一一二、四一一三のイ、四一一三のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）